

(別紙)

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策のうちスマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業のうち農業支援サービスの立上げ・事業拡大支援 要望調査要領

1 書類等確認機関による書類確認 《事業者→書類等確認機関に書類確認を依頼》

必ず書類等確認機関(一般社団法人 農林水産航空・農業支援サービス協会)による書類の確認を受けてから県に書類を提出してください。(別記2様式第1-1号「5 書類等確認機関による確認」参照)

※書類等確認機関での書類修正が完了しない、不備がある場合は要望を受け付けられないことがあります。

○書類等確認機関

一般社団法人農林水産航空・農業支援サービス協会

ホームページ：<https://j3a.or.jp>

※提出方法の詳細や問い合わせ先等を確認してください。

※書類等確認機関への書類提出は**期限厳守**となります。

2 スケジュールについて

令和8年6月26日(金) 書類等確認機関への書類確認依頼期限

※不備がないように書類を整えてください。

令和8年7月14日(火) 要望調査締め切り(県への提出締め切り)

令和8年8月下旬頃 審査結果の通知

令和8年9月中旬頃 割当内示

令和8年10月頃 事業着手(入札等の手続き)可能

※納品は交付決定後に行っていただきますので、最短でも事業着手から1か月程度の時間を要します。

※あくまでも現時点での予定ですので、変更となる場合があります。

3 提出書類

(1) 立上げ・事業拡大の取組

- ① 事業実施計画書(総括表)(別記2様式第1-1号)
- ② 推進事業実施計画書(詳細)(別記2様式第1-2号)
- ③ サービス事業利用者一覧(別記2様式第1-3号)
- ④ 事業実施体制に関する書類(別記2様式第1-4号)
- ⑤ 「みどりチェック」チェックシート(別記2様式第1-5号)
- ⑥ 申請書類チェックシート 要望調査用(別添)
- ⑦ その他必要な根拠書類(別記2様式第1-2号「7 加算ポイント」等)

(2) スマート農業機械等導入

- ① 事業実施計画書（総括表）（別記2様式第1-1号）
- ② 推進事業実施計画書（詳細）（別記2様式第1-2号）
- ③ サービス事業利用者一覧（別記2様式第1-3号）
- ④ 事業実施体制に関する書類（別記2様式第1-4号）
- ⑤ 「みどりチェック」チェックシート（別記2様式第1-5号）
- ⑥ 申請書類チェックシート 要望調査用（別添）
- ⑦ その他必要な根拠書類（別記2様式第1-2号「7 加算ポイント」等）
- ⑧ 機械リース計画書（別添1-1、1-2（別記2様式第1-2関係）） ※該当する場合のみ
- ⑨ 農業機械専用運搬車導入理由書（別記2様式第1-7号（別記2様式第1号関係）） ※該当する場合のみ

4 提出期限・提出先

令和8年7月14日（火）11:00 必着で下記担当あて送付

担当:山形県農業経営・所得向上推進課働き手確保対策担当 佐藤 (satochihi@pref.yamagata.jp)

5 提出方法

申請書類チェックシートに基づいて書類はPDFで提出。これに加えて、修正依頼を行う際に必要になるので3の(1)、(2)の①～⑥、⑧はExcelファイル、(2)の⑨はWordファイルを電子メールでお送りください。書類等確認機関から修正依頼等の点検を受けたことが分かる書類があればPDFで添付すること。

6 留意事項

- (1) 本要望調査は、県予算の成立を前提としたものであるため、今後内容等の変更があり得ることをあらかじめ御了承ください。
- (2) 本事業以外の国庫補助事業で整備する機械等は助成対象外のため、要望提出に当たっては、他の国庫補助事業と重複しないよう御留意ください。
- (3) 1の(2)の事業では、事業実施主体がサービス提供に必要な機械の導入支援を行うこととしており、事業実施主体が所有する農地や自らの経営のための借地において、導入した機械を用いることは目的外使用にあたります。
- (4) 本県に事業所を有する組織であっても、本県以外のみでサービス提供を行う場合は、サービスを行う都道府県で申請手続きを行ってください。また、本県のみならず他県でもサービス提供を行う計画である場合は申請先が東北農政局になります。
- (5) 必ず申請書類チェックシートで提出書類のチェックを行うようにしてください。添付資料を含め、提出書類に不備がある場合、要望を受け付けられない可能性があります。
- (6) その他、事業の詳細については、農林水産省ホームページ等を御確認ください。